

医政メモ Q&A

社会保障・税番号と社会保障分野への使用について

国は、社会保障・税番号（マイナンバー）の導入に向けて準備を進めている。個人に対しては12桁の番号が平成27年10月に通知され、平成28年1月から利用が開始される予定となっている。社会保障・税番号の概要と社会保障分野への使用についての現在の動きについて聞く。

Q：国が番号制度を導入する目的について教えてください。

A：内閣府は、本年11月にマイナンバーの概要を発表しました。それによると、番号制度は「社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い社会を実現するための社会基盤である」としています。

また、番号制度により「所得把握が可能になり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる」ことや、「災害時の支援にも活用できる」としています。

Q：番号制度の仕組みはどのようになっているのですか。

A：個人に1）悉皆性（住民票を有する全員に付番）2）唯一無二性（1人1番号で重複のないように付番）3）視認性4）最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連づけられている12桁の「個人番号」が付けられることになっています。法人に対しては、上記の1）～3）の特徴を有する13桁の「法人番号」が付番されることになっています。

そして、その番号は、複数の機関間において同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組みとすることで情報連携を図るとしています。また、個人には顔写真付きのICカードが交付され、本人確認にも活用できるとしています。

番号制度の導入により、行政機関間の連携が行われることで、申請者が窓口で提出する書類の簡素化が図られる等のメリットを国は挙げています。

Q：個人番号の利用範囲について教えてください。

A：社会保障分野では、年金分野、雇用保険や労災給付等の労働分野、福祉・医療・その他の分野で利用される予定となっています。そのほかに、税分野、災害対策分野、その他上記内容に関連して地方公共団体が条例で定める事務に使用できると定められています。

番号の管理は、行政機関のみならず民間企業にも求められます。たとえば、従業員の源泉徴収票に個人番号及び法人番号を記入することが考えられます。また、その企業が有識者等に講演を依頼した場合などは、講師の個人番号の提供を受け、支払調書にその番号を記入することが現時点で想定されています。

Q：医療分野での使われ方を具体的に教えてください。

A：厚労省に設置されている研究会では、想定される場面として、医療保険のオンライン資格確認、保険者間の連携、予防接種の履歴管理、全国がん登録の4つを提示しました。

また、民間利用では、病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用する場合や、紹介・逆紹介で患者を継続的に診察する等、医療機関が連携する場面、また、健康・医療の研究分野での利用も挙げられています。

Q：番号制度の安全性はどうなっていますか。

A：一番大きな懸念は、個人情報の外部への

漏洩です。番号制度はすでに多くの諸外国で実施されていますが、情報漏洩の事例は数多く報告されています。

国は、特定個人情報保護委員会の設置による監視・監督や、個人に交付されるICチップに機密情報が書き込まれていないこと等を挙げ、安全性を説明していますが、この点にも十分な注視が必要です。

また、個人情報は一元管理せず、分散管理されることも国が強調している点です。しかし、同一番号で紐付けされている以上、名寄せ・突合は可能であり、国による管理の仕組みが強化されることが想定されます。利用目的を越えての使用が行われることのないよう、注意していく必要があると思います。

Q：社会保障、特に医療の分野に番号制度が利用されるのは心配です。

A：その通りだと思います。自民党のマイナンバー利用に関する委員会では、個人番号機能に健康保険証の機能も付与することを提言していますが、情報漏洩のみならず、「身分証明書」として使用した場合の個人番号の目的外使用や、国による個人の健康情報の一元管理の可能性等、多くの問題があります。

また、民間利用も想定されていますので、厚労省の研究会では住民票情報など特定個人情報との紐付けが必要かどうか、本人の同意なしに利用することがなじむかどうか、医療情報に特有の公益性・要保護性を考慮したルールの整備等が課題として議論されています。

Q：医師会では番号制度に対して対応しているのですか。

A：日本医師会と日本歯科医師会、日本薬剤師会をつくる三師会は、11月19日に「医療等IDに係る法制度整備等に関する声明」を公表しました。

声明では、医療情報は公益上の理由から集積し活用される必要もあり、その際に個人を識別する番号は必要で、地域医療・介護連携

などでも共通の患者番号があればより効率的になることは間違いのないとしています。

しかし、機微性の高い医療情報を扱う番号には他の分野とリンクしない医療等分野専用の番号(医療等ID)が必要であるとしました。

また、医療情報そのものを保護対象とした法整備の必要性、医療情報の二次利用・突合の厳しい制限、個人番号を医療の場で利用すべきではないこと、個人番号カードへの健康保険証機能の取り込みに反対等を訴えています。

Q：他の分野とリンクしない医療等分野専用の番号にする理由は何ですか。

A：機微な医療情報を管理する番号がマイナンバー制度の個人番号のように悉皆性を持ち、さらに唯一無二であれば、過去から現在治療中の病気、死後まで紐付けでき、場合によっては一貫した記録として取り出せることになり、デジタルデータとして漏洩してしまった場合は取り返しのつかないこととなります。

そのため、医療等IDには悉皆性、唯一無二性を原則とせず、国民が必要とした場合に「忘れられる権利」「病歴の消去」「管理番号の変更」「複数管理番号の使い分け」等が担保されるべきとしました。

Q：国民の安心につながる制度でなくてはなりませんね。

A：その通りです。健康や受診歴等の医療情報は、究極の個人情報といえます。また、他の情報と照合することで個人が特定される可能性もあります。この点からも、医療情報の二次利用・突合は厳しく制限されなくてはなりません。

医療等IDの整備に当たっては、国民の「安心」や「人権を守る」ことが何よりも尊重されなければならないことを踏まえ、今後の動向を注視する必要があります。

(政策部担当理事 荒木 啓伸)